

抽出案件一覧表

付番	整理 番号	入札(開札) 執行日	担当課	入札方式	工事名	工事種別	予定価格 (円/税込)	最低制限価格 (円/税込)	契約金額 (円/税込)	落札率	指名 (申込) 業者数	参 加 業者数	契 約 業者名
①	建設 - 3	R7.10.24	建設課	一般競争入札	乗岩中畑線舗装修繕工事	舗装	9,595,300	8,085,000	8,085,000	84.26%	34	32	(株)MAX
②	建設 - 10	R7.12.4	建設課	指名競争入札	4の34号線道路側溝改良工事	土木一式	5,952,100	5,060,000	5,060,000	85.01%	10	7	にしでんき
③	物そ - 10	R7.11.18	建設課	随意契約	道路台帳補正等業務	その他業務委託		—	3,891,800	%	1	1	国際航業(株)
④	建設 - 20	R8.3.12	上下水道課	指名競争入札	工-2-4地区面整備工事	土木一式	19,682,300	16,742,000	16,742,000	85.06%	16	12	(株)信和建設
⑤	建設 - 21	R8.3.30	上下水道課	随意契約	宇治田原浄化センター等遠方監視装置改修工事	電気	30,013,500	—	29,700,000	98.96%	1	1	日新電機(株)
⑥	測コ - 2	R7.11.28	上下水道課	指名競争入札	郷之口汚水中継ポンプ場耐水化実施設計業務	設計		—	12,100,000	%	14	12	(株)日建技術コンサルタント
⑦	建設 - 1	R7.10.23	学校教育課	指名競争入札	宇治田原小学校放送設備更新工事	電気通信	4,067,140	3,455,100	3,465,000	85.20%	5	5	(株)イーグルテック
⑧	物そ - 2	R7.10.1	学校教育課	随意契約	学校給食共同調理場調理等業務(プロポーザル)	その他業務委託		—	266,712,600	%	1	1	ハーベストネクスト(株)

プロポーザル参加業者：4者

抽出案件説明書（一般競争入札）

担当課：建設課

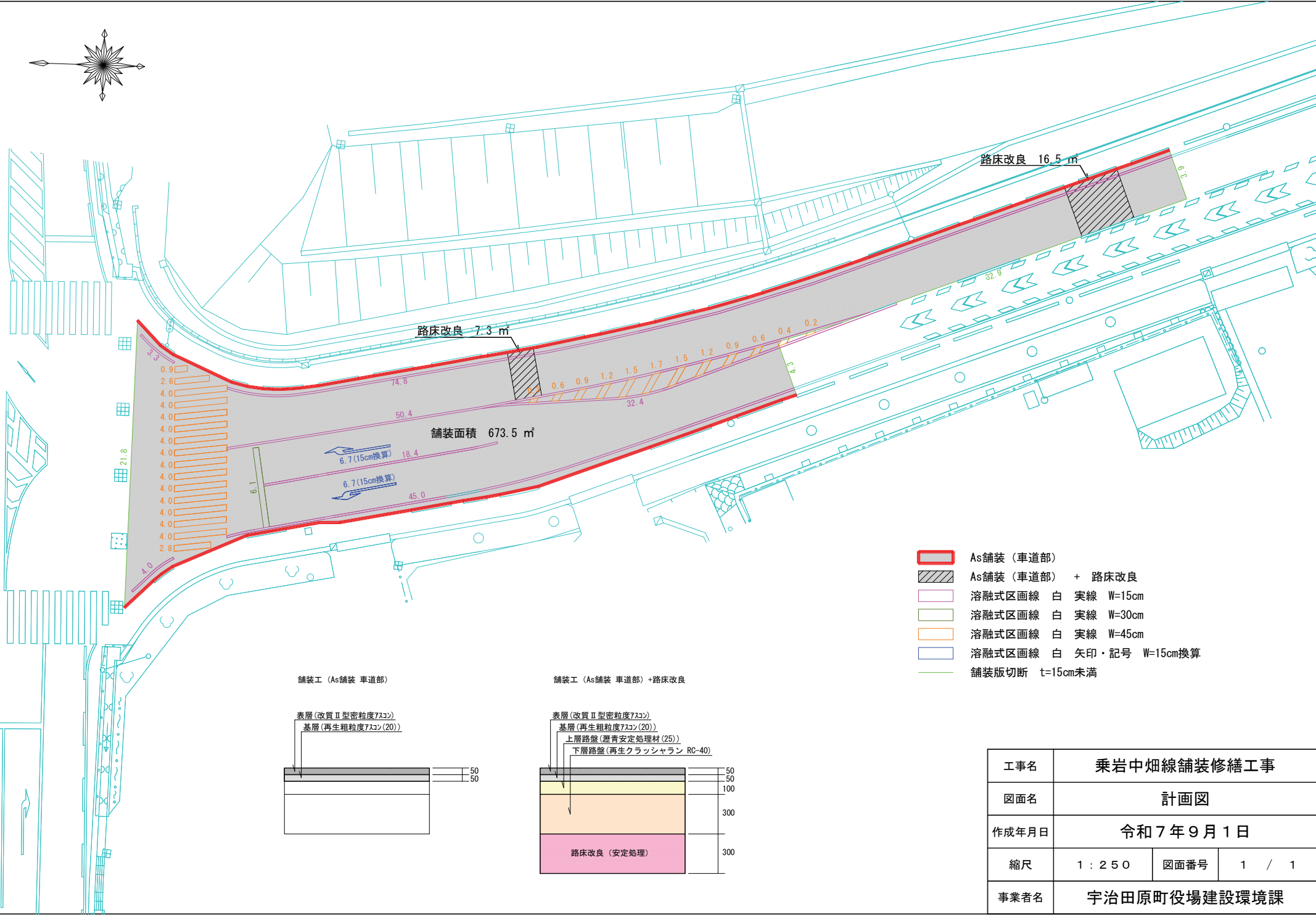
付番 ①

整理 番号	建設-3
----------	------

工 事 等 名	乗岩中畑線舗装修繕工事																						
工 事 等 概 要	住民の安全、快適な交通を確保するため、傷んだ舗装の改修を行う。 （工事概要） <table><tr><td>掘削工</td><td>掘削</td><td>16.6m³</td><td></td></tr><tr><td>残土処理工</td><td>残土運搬処理</td><td>16.6m³</td><td></td></tr><tr><td>構造物取壊工</td><td>舗装版切断</td><td>62.9m</td><td>舗装版破碎 673.5m²</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>アスファルト舗装</td><td>673.5m²</td><td>路床改良 23.8m²</td></tr><tr><td>区画線工</td><td>溶融式区画線</td><td>317m</td><td></td></tr></table>			掘削工	掘削	16.6m ³		残土処理工	残土運搬処理	16.6m ³		構造物取壊工	舗装版切断	62.9m	舗装版破碎 673.5m ²	舗装工	アスファルト舗装	673.5m ²	路床改良 23.8m ²	区画線工	溶融式区画線	317m	
掘削工	掘削	16.6m ³																					
残土処理工	残土運搬処理	16.6m ³																					
構造物取壊工	舗装版切断	62.9m	舗装版破碎 673.5m ²																				
舗装工	アスファルト舗装	673.5m ²	路床改良 23.8m ²																				
区画線工	溶融式区画線	317m																					
入札参加資格及びその資格を設定した理由	工事内容、工事規模や設計金額を考慮し、以下のとおり要件を設定した。 ・許可の種類：建設業法の規定による舗装工事に係る特定もしくは一般建設業の許可を受けていること。 ・地域要件：京都府（京都市以南）に本社（本店）があること。 ・経審要件：経営事項審査のうち、審査基準日における舗装工事の総合評点値が800点以上であること。 ・技術者要件：監理技術者または主任技術者として「舗装工事」に係る監理技術者または主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。 ※入札参加可能業者数：46者																						
申 込 業 者 数	34	入札参加資格があると認めた業者数	34																				
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	業者数：0																						
入 札 経 過	別紙のとおり																						
契 約 業 者 名	（株）MAX																						
契 約 金 額	8,085,000 円	落 札 率	84.26 %																				

A4





工事名	乗岩中畑線舗装修繕工事		
図面名	計画図		
作成年月日	令和7年9月1日		
縮尺	1 : 250	図面番号	1 / 1
事業者名	宇治田原町役場建設環境課		

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン（-）で表示しています。
開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0007202501000801
調達機関(部局・事務所)	宇治田原町 建設環境課
案件名称	7舗事-1号乗岩中畑線舗装修繕工事
工事場所	綴喜郡宇治田原町大字岩山 地内
入札方式	一般競争入札
種別	ほ装工事
工期	令和 8 年 3 月 3 1 日限り
予定価格(税込)	9,595,300 円 (入札書比較価格：8,723,000 円)
最低制限価格(税込)	8,085,000 円 (入札書比較価格：7,350,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和7年10月24日 午前09時02分
落札業者名	(株) MAX
落札金額(税込)	8,085,000 円 (入札書記載金額：7,350,000 円)
入札執行回数	1回
予定価格に含まれる法定福利費概算額	337,580 円
参考	上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報			
No.	業者名称	入札金額1回目	摘要
1	(株) MAX	7,350,000円	落札
2	(株) 藤田産業	7,352,000円	
3	(有) 吉徳建設	7,354,000円	
4	(有) フェニックスジャパン	7,359,000円	
5	松本建設 (株)	7,360,000円	
6	吉田建工 (株)	7,361,000円	
7	(株) タケキ・コーポレーション	7,364,000円	

8	(株) 星建設	7,389,000円	
9	古川商事 (株)	7,390,000円	
10	(株) 忠英建設	7,391,000円	
11	(株) 宮田工業	7,235,000円	失格
12	(株) 河建	7,268,000円	失格
13	ワールド建設工業 (株)	7,280,000円	失格
14	(有) 三栄建設	7,286,000円	失格
15	浅野建設工業 (株)	7,300,000円	失格
16	光工業 (株)	7,303,000円	失格
17	西本建設 (株)	7,312,000円	失格
18	(株) 木原道路	7,316,000円	失格
19	(株) 石川建設	7,319,000円	失格
20	三洋道路 (株)	7,320,000円	失格
21	(株) 田中創建	7,320,000円	失格
22	(株) トリヤマ	7,320,000円	失格
23	京都体育施設 (株)	7,324,000円	失格
24	(株) 城産組	7,329,000円	失格
25	(株) 水原建設	7,333,000円	失格
26	(株) 玉井道路	7,336,000円	失格
27	(有) ヘッグ	7,343,000円	失格
28	玉井建設 (株)	7,344,000円	失格
29	(有) 真勝	7,344,000円	失格
30	(有) HOUEI	7,345,000円	失格
31	忠英道路 (株)	7,346,000円	失格
32	(株) MONT BLANC	7,349,000円	失格
33	(有) みらい建設	-	辞退
34	コスモ建設工業 (株)	-	辞退

[入札結果一覧に戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

抽出案件説明書（指名競争入札）

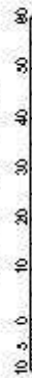
担当課：建設課

付番 ②

整理 番号	建設-10
----------	-------

工 事 等 名	4 の 3 4 号線道路側溝改良工事			
工 事 等 概 要	住民の安全、快適な交通を確保するため、排水路及び道路側溝の改修を行う。 (工事概要) ・ 作業土工 床掘 20.1 m ³ 残土運搬処理 4.0 m ³ ・ 構造物取壊工 As舗装版取壊 24.1 m ² As舗装版切断 81.7 m ² ・ 側溝工 自由勾配側溝 80.5 m 基礎型枠 8.0 m ² ・ 舗装工 表層工 24.1 m ²			

縮尺 1:1500



施工箇所

大字岩山

児童遊園

児童遊園

小字隠谷

小字隠谷

小字口浄戸

ふれあいファーム

谷倉

駐車場

谷倉

11-3

4a34号線道路側溝改良工事

見取平面図

S=1:500

350

300

250

200

150

100

50

0

100

150

200

250

溜池

公園

隠谷公民館

2+4.6

No.2

H+10.0

No.1

H+10.0

No.0

H+15.9

H+10.0

No.1

H+10.0

No.0

2+4.6

No.0

H+15.9

No.0

自由勾配側溝
C.H.L.V.
300 x 300
コ=2.1 x 1.1 蓋
71枚
71 x 71 x 71

2 = 84.6 m
39枚
5枚

自由勾配側溝
C.H.L.V.
300 x 300
コ=2.1 x 1.1 蓋
71枚
71 x 71 x 71

2 = 80.5 m
71枚
9枚

自由勾配側溝
C.H.L.V.
300 x 300
コ=2.1 x 1.1 蓋
71枚
71 x 71 x 71

2 = 35.9 m
32枚
4枚

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン (-) で表示しています。
開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0007202501001101
調達機関(部局・事務所)	宇治田原町 建設環境課
案件名称	4の34号線道路側溝改良工事
工事場所	綴喜郡宇治田原町大字岩山 地内
入札方式	指名競争入札
種別	土木一式工事
工期	令和8年3月27日限り
予定価格(税込)	5,952,100 円 (入札書比較価格：5,411,000 円)
最低制限価格(税込)	5,060,000 円 (入札書比較価格：4,600,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和7年12月04日 午前09時03分
落札業者名	にしででんき
落札金額(税込)	5,060,000 円 (入札書記載金額：4,600,000 円)
入札執行回数	1回
予定価格に含まれる 法定福利費概算額	192,631 円
参考	上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報			
No.	業者名称	入札金額1回目	摘要
1	にしででんき	4,600,000円	落札
2	(株) 本田建設	4,600,000円	抽選
3	(株) エスケーコーポレーション	4,610,000円	
4	(株) エスケーエンジニアリング	5,150,000円	
5	(株) 山城造園	5,160,000円	
6	(株) ナカタ	12,399,000円	
7	(有)アクトムラカミ	4,599,000円	失格
8	米田造園土木 (株)	-	辞退
9	(株) イーグルテック	-	辞退
10	(株) 協栄開発	-	辞退

くじ情報

くじ番号合計 1045 くじ対象となった業者のくじ番号の合計
くじ引き対象業者数 2 くじ対象となった業者の数
落札候補者番号 1 くじ番号合計を業者の数で割った余り

※落札候補者は入札書提出日時順と落札候補者番号が合致した業者となります。

No.	業者名称	くじ番号	入札書提出日時	入札書提出日時順	候補者
1	にしででんき	924	2025年12月03日 10時33分13秒	1	○
2	(株) 本田建設	121	2025年12月02日 09時18分36秒	0	

別記第 7 号様式（第 5 条関係）

抽出案件説明書（随意契約）

担当課：建設課

付番 ③

整理 番号	物そ-10
----------	-------

工 事 等 名	道路台帳補正等業務		
工 事 等 概 要	道路法第28条の規定に基づき調整・保管している「道路台帳」に関して令和6年度中に改良工事等により道路形態の変更箇所について、道路台帳平面図及び調書等の更新補正（更新）作業を実施。 併せて境界確定図面等をデータとして取込み、保存する。 ・道路台帳補正 全面補正 140m 部分補正 41m ・境界確定図 16件		
随 意 契 約 と し た 理 由	・根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 ・随意契約理由 道路台帳及び境界確定図の各データを平成28年度に導入した随意契約者開発のパッケージソフトにより蓄積・管理を行っている。 このソフト著作権は随意契約者に帰属しており、他者によるデータ入力が制限されている。 また更新データ入力作業は、台帳補正業務、調書及び統計データ作成作業と大部分が重複し一連の作業であることから、補正業務と併せてシステム更新業務を実施することにより台帳データとシステム入力データ相互の整合性及び円滑な業務進行が確保できるため。		
契 約 経 過	・見積依頼 令和7年11月13日 ・見積業者 1者 ・見積徴取 令和7年11月18日 ・予定価格 ████████ 円（税込） 【非公表】 ・最低制限価格 なし 【非公表】 ・業者選定理由 随意契約とした理由のとおり業者を選定		
契 約 業 者 名	国際航業（株） 京都支店		
契 約 金 額	3,891,800	円	落 札 率 ████████ %

宇治田原町道路台帳補正等業務委託
特記仕様書及び業務実施計画書（抜粋）

1. 目的

- ・本業務は、宇治田原町（以下「発注者」という）が管理する道路について、道路法に基づく道路台帳（図面及び調書）を最新の状態に更新し、国土交通省への報告数値と地方交付税の基礎数値資料を作成することを目的とする。
- ・発注者の指示する境界確定資料を既に運用中の道路台帳管理システム（以下「システム」という）に搭載することにより、境界管理事務の基礎資料を運用管理できる環境を提供することを目的とする。

2. 業務の概要

- ・本業務の概要は次の通りとする。

道路台帳補正（ルート変更に伴う全面補正）	0.1400 k m
道路台帳補正（現道を拡張した部分補正）	0.0410 k m
調書作成	0.1810 k m
各種集計表作成	193.902 k m
境界確定データ作成	16 件
データセット	1 式
道路台帳管理システム保守	1 式
各種製本	1 式

3. 納入成果品

- ・道路台帳図関係

道路台帳平面図原図（縮尺 1/1,000）	1 式
道路台帳スキニングデータ（TIFF 形式）	1 式
道路台帳平面図出力製本（縮尺 1/1,000）	1 部（2 分冊）
道路台帳平面図縮小出力製本（縮尺 1/2,000）	1 冊
- ・調書関係

道路法第 28 条に基づく調書	1 式
国土交通省「道路施設現況調査要領」に基づく調書	1 式
総務省様式による調書	1 式
その他の調書	1 式
- ・認定路線網図関係

認定路線網図データ（Shape 形式）	1 式
---------------------	-----

認定路線網図出力図（PDF 形式、縮尺 1/5, 000）	1 式
道路施設位置図データ（Shape 形式）	1 式
・境界確定資料電子化関係	
境界確定データファイル	1 式
・その他	
その他発注者が指示するもの	1 式

4. 図面の補正

- ・新規認定の路線、道路改良等を行った路線については、発注者の提供する資料に基づき、平板測量により現地測量を行う。
- ・交通安全施設の移動があれば、発注者の提供する資料を基に、現地調査を実施し、その現況形態を把握し図面の修正を行う。
- ・路線の廃止、舗装改良は発注者の提供する資料をもとに図面の修正を行う。
- ・変化した地区の修正については、その変化した箇所を直接削除し、現況平面編集図のとおり、表からトレースする。
- ・図面の補正は、補正必要箇所正しく接合する範囲まで行う
- ・図面の精度については、公共測量作業規定に準拠する。

5. 調書の補正

- ・調書の補正方法は、補正対象箇所の道路台帳に必要な各種要素を入力して、補正ファイルを作成する。作成した補正ファイルと既存の道路台帳調書とを組み合わせ、調書集計表を作成する。
- ・演算処理に必要な道路台帳調書データ（調書集計表）は、受注者にて作成を行う。

6. 境界確定データ作成

- ・平成 27 年度以降に作成した境界確定資料の内、図形、属性、画像等の電子化が行われていないものについて電子化を行い、システムに搭載し、運用が可能なデータファイルとして取りまとめを行う。
- ・電子化が終わったデータは、運用するシステム上で確認を行い、正常に稼働することを確認する。

7. データセット

- ・システムに今回の作業で修正を行った図形データ、属性データ、画像データを登録、更新し、最新のデータでの運用が可能なようにデータのセットを行い、正常に稼働することを確認する。
- ・データを更新する際は、更新前のデータバックアップを取得する。

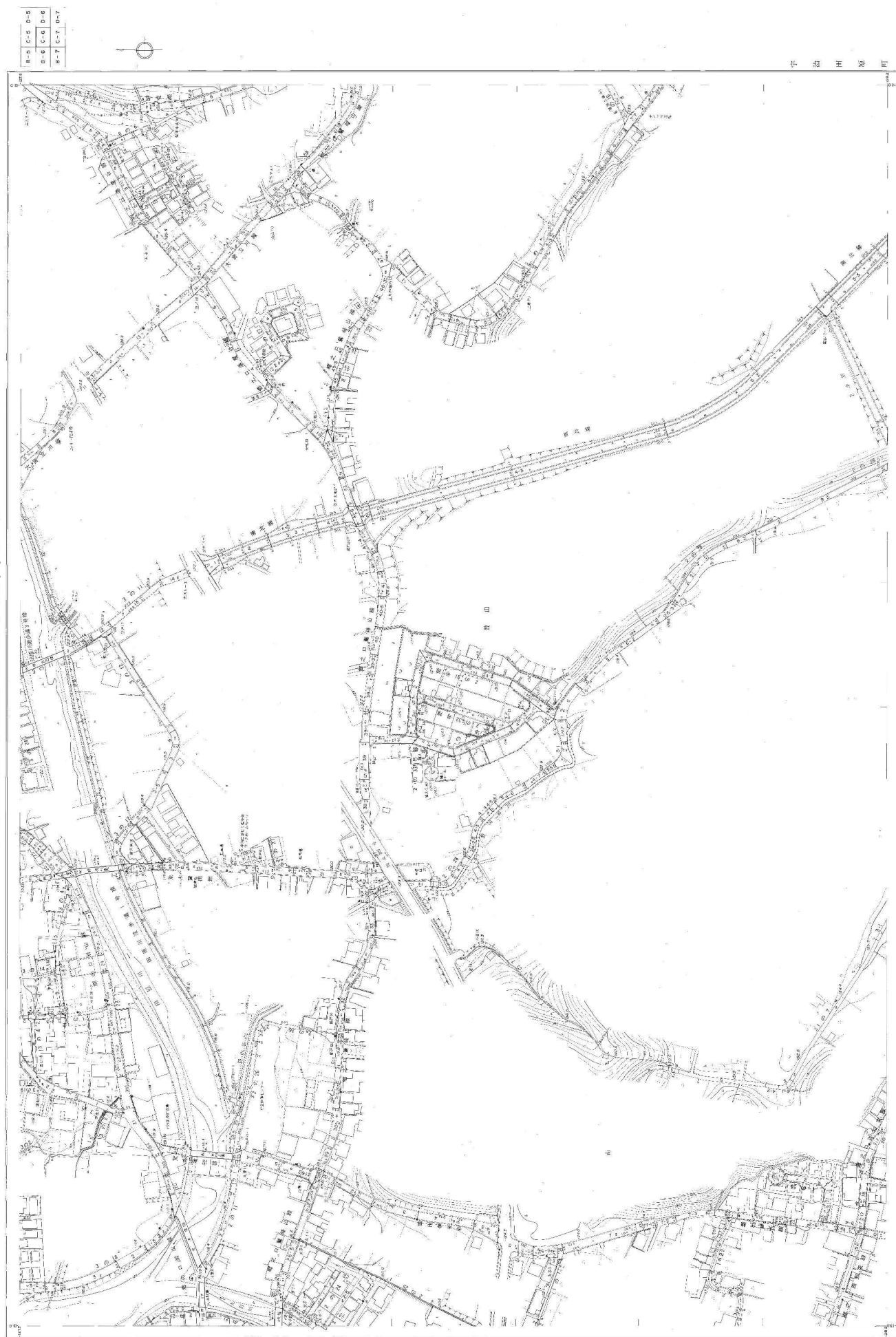
8. システム保守

- ・システムを円滑に稼働させ、システム機能を維持させるための保守対応を実施する。保守対象システムの動作不良やシステム操作に対する問合せに対し、電話・FAX・電子メールで対応する。ただし、ハードウェアの不具合に関しては含めない。

9. 使用する主な図書及び基準

- ・測量法（昭和 24 年 6 月法律第 188 号）
- ・道路法（昭和 27 年 6 月法律第 180 号）
- ・道路法施行規則
- ・国土交通省道路局発行「道路施設現況調査要領」
- ・国土交通省公共測量作業規程
- ・地方交付税（昭和 25 年法律第 211 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- ・行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律
(平成 25 年法律第 27 号)
- ・宇治田原町個人情報保護法施行条例
- ・J I S Q27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・J I S Q15001（個人情報保護マネジメントシステム）
- ・その他関係法令、規則等

宇治田原町道路台帳平面図 C-6



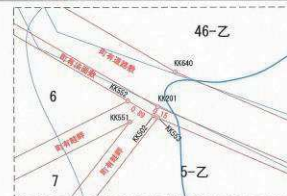
1:1,000

宇治田原町道路台帳平面図 C-6

法定外公共物境界確定図

宇治田原町大字南
小字谷山、本ノ谷、下湯川、中屋 地内

縮尺=1/250



拡大図A 1/100

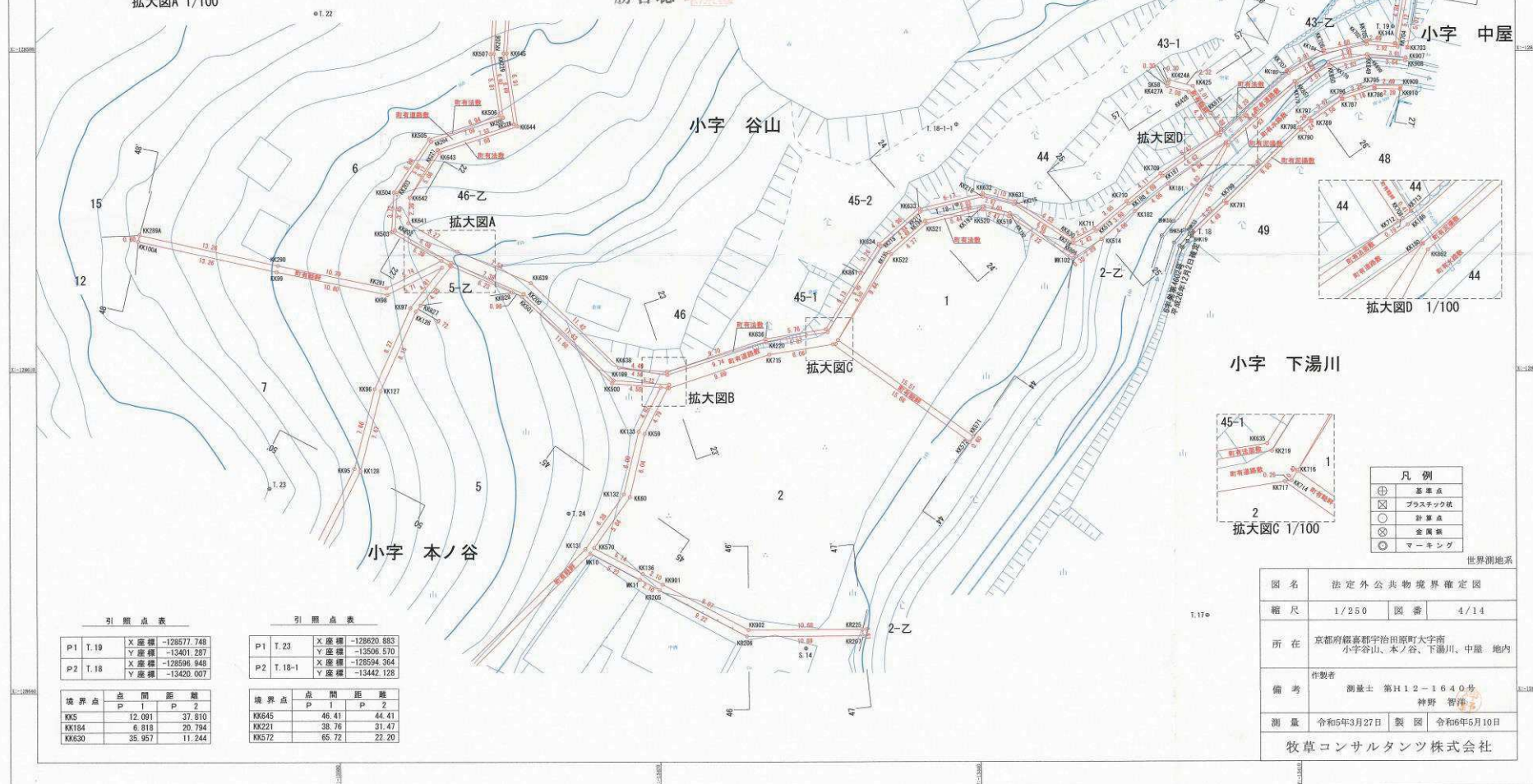


拡大図B 1/100

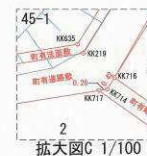
7 字第 0882 号

本図失書のとおり境界を確定します。
令和 7 年 3 月 19 日
京都府綴喜郡宇治田原町長

勝谷聡一



小字 下湯川



拡大図C 1/100

凡 例	
⊕	基準点
⊗	プラスティック杭
○	計算点
⊙	金属杭
⊗	マーキング

世界測地系

図 名	法定外公共物境界確定図		
縮 尺	1/250	図 番	4/14
所 在	京都府綴喜郡宇治田原町大字南 小字谷山、本ノ谷、下湯川、中屋 地内		
備 考	測量士 第H12-1640号 神野 智洋		
測 量	令和5年3月27日	製 図	令和6年5月10日
牧草コンサルタント株式会社			

引 照 点 表

P1	T.19	X座標	-128577.748
		Y座標	-13401.287
P2	T.18	X座標	-128596.948
		Y座標	-13420.007

境界点	点 間 距 離
P 1	P 2
KK5	12.081 37.810
KK184	6.818 20.794
KK630	35.957 11.244

引 照 点 表

P1	T.23	X座標	-128620.883
		Y座標	-13506.570
P2	T.18-1	X座標	-128594.364
		Y座標	-13442.128

境界点	点 間 距 離
P 1	P 2
KK645	46.41 44.41
KK221	38.76 31.47
KK572	65.72 22.20

見 積 結 果 表

1. 委託業務名 7道台-101号
令和7年度 宇治田原町道路台帳補正等業務委託
2. 見積徴取日 令和 7 年 11 月 18 日
3. 見積徴取場所 宇治田原町役場 建設環境課
4. 執 行 者 建設事業理事 垣 内 清 文
5. 立 会 人 建設環境課長 中 村 浩 二

(単位: 円)

見 積 者 氏 名	見 積 書 記 載 金 額	備 考
国際航業(株)京都支店 支店長 金 井 顕 治	3,538,000	3,538,000 消費税相当額 353,800 合 計 3,891,800
以 下 余 白		

抽出案件説明書（指名競争入札）

担当課： 上下水道課

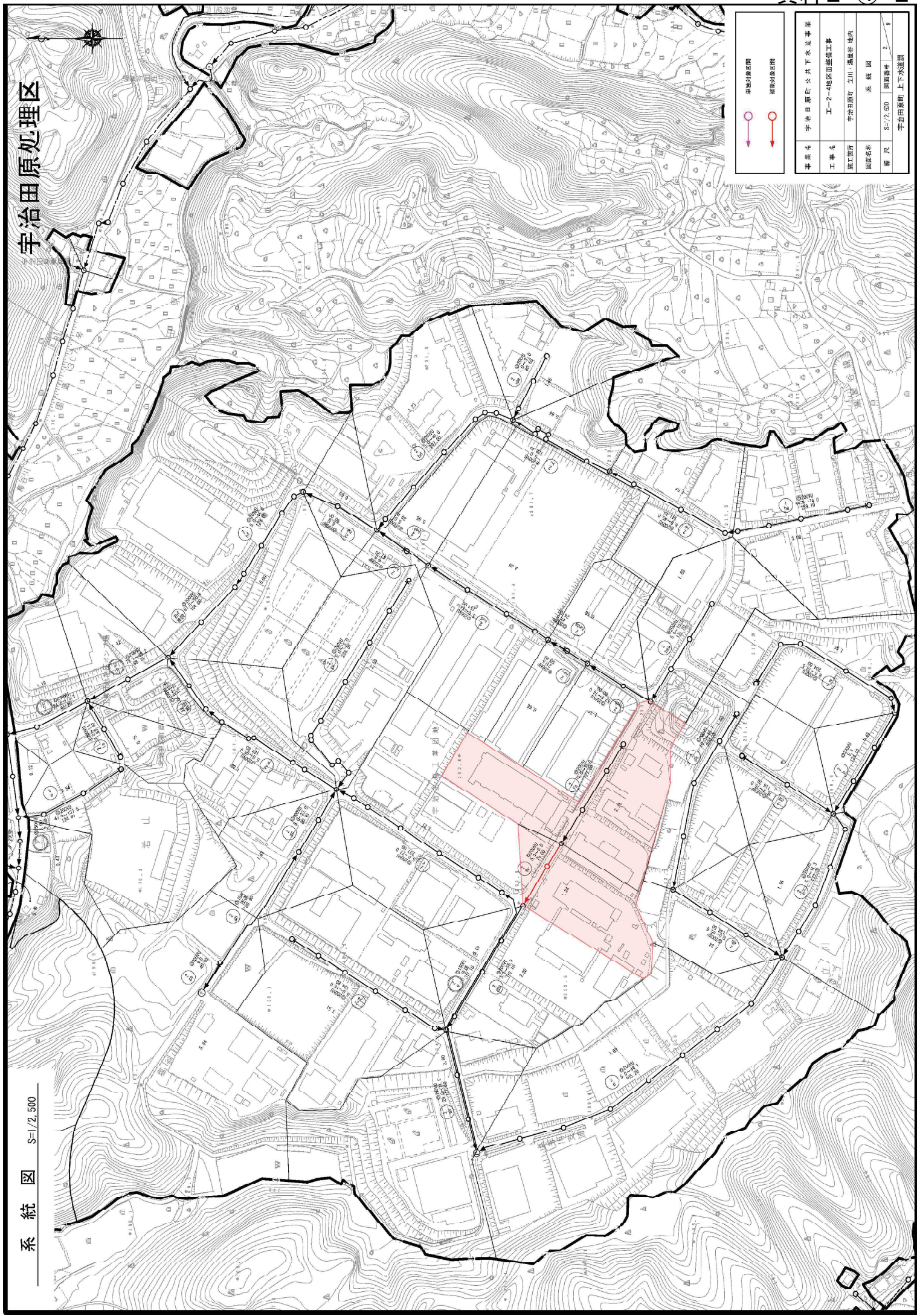
付番 ④

整理 番号	建設-20
----------	-------

工 事 等 名	宇治田原町公共下水道事業 工－２－４地区面整備工事		
工 事 等 概 要	公共下水道の普及促進のため、下水道管渠布設工事を行った。 ・ 下水道管路 開削 VUφ200 L = 50.0 m 推進工 SPφ300 L = 10.7 m 立坑工 ライナープレートφ1500 1箇所		
指 名 業 者 数	16		
指 名 業 者 選 定 理 由	一般競争入札の開札前に積算参考資料に不備が発覚。予定価格の算定が困難と判断し、入札を取り止め、指名競争入札に移行した。選定基準は以下のとおり設定した。 ・ 宇治田原町公共下水道事業工－２－４地区面整備工事（一般競争入札）の入札参加資格確認申請者のうち参加資格有と認めた者。 【参考】 一般競争入札参加資格条件 ・ 地域等要件：宇治田原町、宇治市、城陽市及び井手町に本社（本店）がある者又は宇治田原町災害時応急工事協力業者名簿に登録がある者。 ・ 経審要件 ：経営事項審査における土木一式工事の総合評定値が900点以上であること。 ただし、宇治田原町に本社（本店）がある者及び宇治田原町災害時応急工事協力業者名簿に登録がある者は土木一式工事の総合評定値が650点以上であること。		
入 札 経 過	別紙のとおり		
契 約 業 者 名	株式会社信和建設		
契 約 金 額	16,742,000 円	落 札 率	85.06 %

宇治田原処理区

系 統 図 S-1/2.500



事業名	宇治田原地区下水処理場建設事業
工事名	工-2-4地区区画埋設工事
竣工期日	宇治田原町 工川 埋設谷地内
図面名称	系統図
縮尺	S-1/2.500
図面番号	2
備考	宇治田原地区下水処理場

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン（-）で表示しています。

開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0010202501000601
調達機関(部局・事務所)	宇治田原町 上下水道課
案件名称	宇治田原町公共下水道事業 工-2-4地区面整備工事
工事場所	綴喜郡宇治田原町大字岩山 地内
入札方式	指名競争入札
種別	土木一式工事
工期	令和 8 年 3 月 3 1 日限り
予定価格(税込)	19,682,300 円（入札書比較価格：17,893,000 円）
最低制限価格(税込)	16,742,000 円（入札書比較価格：15,220,000 円）
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和8年03月12日 午前09時02分
落札業者名	(株) 信和建設
落札金額(税込)	16,742,000 円（入札書記載金額：15,220,000 円）
入札執行回数	1回
予定価格に含まれる法定福利費概算額	783,713 円
参考	上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報			
No.	業者名称	入札金額1回目	摘要
1	(株) 信和建設	15,220,000円	落札
2	(株) 山貴	15,235,000円	
3	(有) エース技研	15,275,000円	
4	(株) tsuji	15,300,000円	
5	(株) 本田建設	15,600,000円	
6	(有) 吉徳建設	16,112,000円	
7	(株) 原田組	17,535,000円	

8	(株) 田中健建設工業	15,180,000円	失格
9	(株) 田中創建	15,200,000円	失格
10	(株) エスケーエンジニアリング	15,203,000円	失格
11	浅野建設工業 (株)	15,210,000円	失格
12	(株) エスケーコーポレーション	15,210,000円	失格
13	玉井建設 (株)	-	辞退
14	(株) ツカサ	-	辞退
15	(株) 白川工業	-	辞退
16	(株) 城南工建	-	入札書不着

[入札結果一覧に戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

別記第 7 号様式（第 5 条関係）

抽出案件説明書（随意契約）

担当課： 上下水道課

付番 ⑤

整理 番号	建設-21
----------	-------

工 事 等 名	宇治田原浄化センター等遠方監視装置改修工事		
工 事 等 概 要	宇治田原浄化センター及び郷之口污水中継ポンプ場の遠方監視装置について、アナログ回線の廃止による処置にともなう電気設備工事に関する機器を設計・製作及び取替を行う。 ・ 宇治田原浄化センター遠方監視制御装置盤 1 面 ・ 郷之口污水中継ポンプ場監視操作盤機能増設 一式		
随 意 契 約 と し た 理 由	・ 根拠法令 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」 ・ 随契理由 追加取付機器以外の盤内、盤面機器は既設流用するため、既設盤内の遠制装置の設計、製作及び取替並びに污水ポンプの自動運転回路を構築している制御装置の機能増設は、既設機器製造業者（日新電機㈱）のみが可能であるため。		
契 約 経 過	・ 見積依頼 令和8年3月27日 ・ 見積徴取 令和8年3月30日 ・ 予定価格 30,013,500円（税込）【非公表】 ・ 最低制限価格 なし ・ 業者選定理由 随意契約とした理由のとおり業者を選定		
契 約 業 者 名	日新電機株式会社 京都営業部		
契 約 金 額	29,700,000 円	落 札 率	98.96 %

特記仕様書

(宇治田原浄化センター等遠方監視装置改修工事)

第 1 章 総則

1. 一般事項

本特記仕様書は宇治田原町の宇治田原浄化センター及び郷之口污水中継ポンプ場の遠方監視装置に適用するもので、本工事は、本特記仕様書、工事設計書、設計図面に基づき、これらに記載された機器類を製作して、町の性能試験又は、社内性能試験による書類検査に合格した後、現地搬入の上、試運転を行うものとする。

2. 施工範囲

本工事の施工範囲は、上記の設計、製作、据付、配管、配線及び塗装工事ならびに調整試験など一切を行うものとする。

3. 施工上の留意事項

機器の設計、製作に際しては、十分現地調査を行うと共に町担当者と協議の上、本特記仕様書に基づいて施工すること

第 2 章 遠方監視装置改修工事

第 1 節 一般事項

1. 概 要

本工事は、宇治田原浄化センター及び郷之口汚水中継ポンプ場の遠方監視装置について、アナログ回線廃止による処置に伴う、電気設備工事に関係する機器を設計・製作及び取替を行うものである。

2. 施工範囲

- (1) 第 2 節に示す各機器の設計、製作及び取替工事
- (2) 本工事に必要な各種試験・切替・調整等
- (3) その他、本工事に必要な諸工事

第 2 節 設備機器仕様

【宇治田原浄化センター】

1. 遠方監視制御装置盤（監視局TC/TM-2A）

- (1) 形 式 屋内自立形
- (2) 数 量 1 面
- (3) 概略寸法 W700×H1900×D900

(4) 盤内収納機器

- a. 遠方監視装置 1 式
 - ・上位側伝送機能
 - ・通信回線信号取り込み
 - ・ルーター 1 台
 - ・O N U（通信事業者支給品） 1 式
- b. その他必要品 1 式

(5) 入出力点数

a. 遠制項目（郷之口ポンプ場取合）

DI/O＝約77/26点

AI/O＝約13/1点

PI ＝約2点

b. 入出力項目（宇治田原浄化センター入出力装置盤取合）

DI/O＝約26/77点

AI/O＝約1/13点

PI ＝約2点

(6) 特記事項

ONUまでの配線は通信会社範囲とする。

宇治田原浄化センター入出力盤（PIO-1）取合いは既設同等とする。

中央監視装置立会は別途とする。

【郷之口ポンプ場】

2. 監視操作盤（KP-1）機能増設（既設：日新電機㈱製）

（1）概要

アナログ回線廃止に伴う処置及び納入後25年以上経過しているシーケンスコントローラの取替を行う。

（2）機能増設項目

a. シーケンスコントローラの取替

- ・既設汚水ポンプの自動連動回路の構築を継承すること。
- ・遠方監視装置の機能をもたせること。
- ・アナログ信号の取り込みを行うこと。

b. 盤内追加取付機器

- ・アナログ信号取込用シーケンスコントローラ 1 式
- ・ルータ 1 台
- ・ONU（通信事業者支給品） 1 式

c. 入出力項目（既設シーケンスコントローラ機能）

- ① 監視操作盤面取合い点数及び負荷設備取合い点数として
 - ・DI/O＝約128/122点
- ② 遠方監視装置取合い点数として
 - ・DI/O＝約26/77点
 - ・AI/O＝約1/13点
 - ・PI＝約2点

d. その他必要なもの 1 式

第3節 その他特記事項

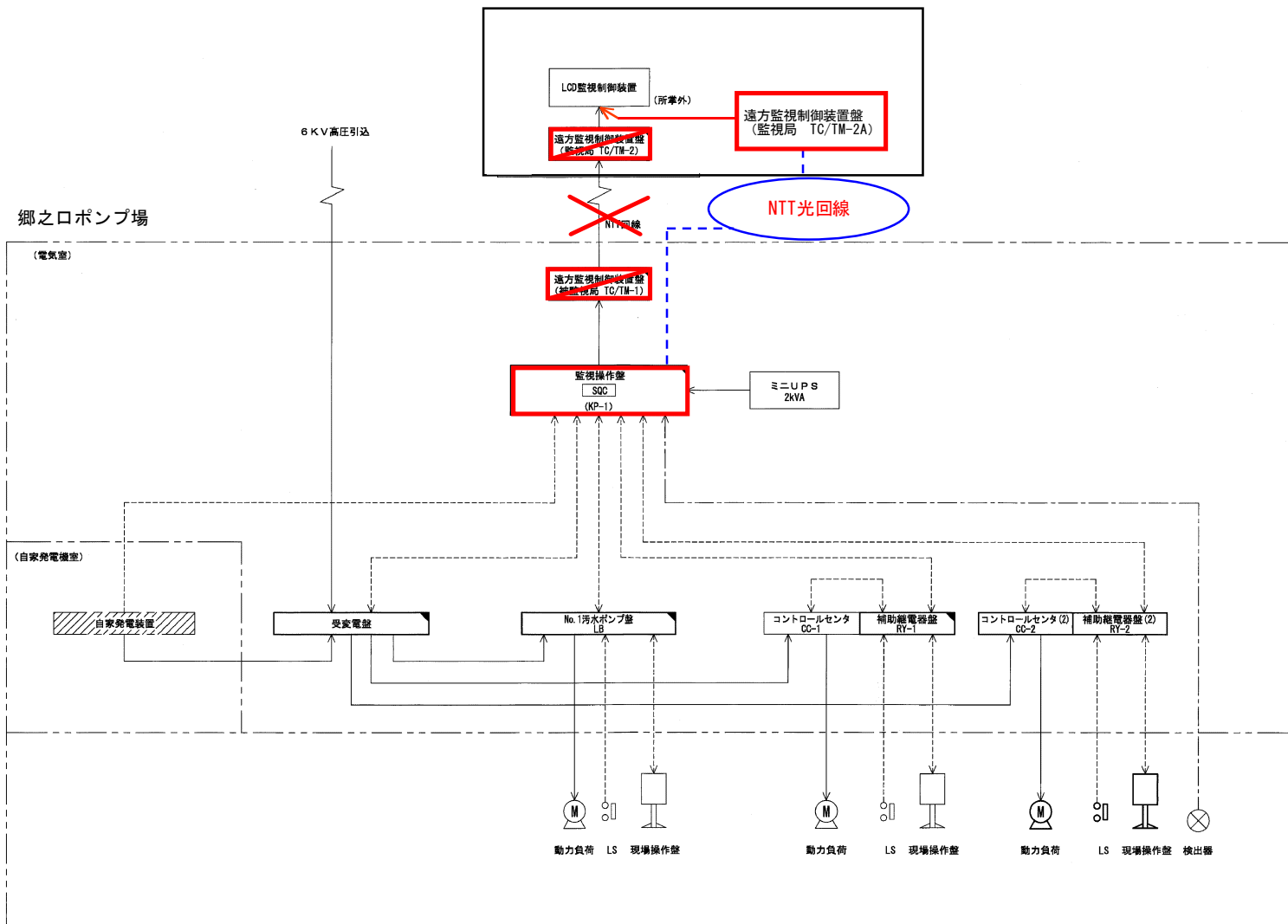
1. 既設監視操作盤の機能増設はポンプ場の主要設備である汚水ポンプの自動運転回路を構築していることからポンプ場の機能全体及び影響を熟知している製造業者（既設：日新電機㈱製）により実施するものとする。
2. 第2節に追加取付機器として記載されているもの以外の盤内、盤面機器は既設流用とする。
3. 宇治田原浄化センター及び郷之口ポンプ場の既設遠方監視装置盤は機能停止とし、撤

去は行わないものとする。

【システム構成図】

宇治田原浄化センター

郷之口ポンプ場



- 注 記
- 1) □ は、今回工事を示す。
 - 2) □ は、機能増設を示す。
 - 3) ▨ は、将来を示す。

□ : 今回工事対象を示す。

□ : 別途工事を示す。

凡 例

記 号	名 称
—	電力線
---	制 御
----	計 装

システム構成図 (1/1)	
工番 (MFNo.)	単位 (mm)
製図者	図番
XJ15-0031-SZ001	
日新電機株式会社	

配布先
第
原 図

見 積 結 果 表

1. 業 務 名 宇治田原浄化センター等遠方監視装置改修工事
2. 見 積 徴 取 日 令和8年3月30日
3. 見 積 徴 取 場 所 宇治田原町役場上下水道課
4. 執 行 者 建設事業理事 垣 内 清 文
5. 立 会 人 上下水道課長 下 岡 浩 喜

(単位： 円)

見 積 者 氏 名	見積書記入額	備 考
日新電機(株)京都営業部 部長 若林 誠	27,000,000	27,000,000 消費税相当額 2,700,000 合 計 29,700,000
以下余白		

抽出案件説明書（指名競争入札）

担当課： 上下水道課

付番 ⑥

整理 番号	測コ-2
----------	------

工 事 等 名	郷之口汚水中継ポンプ場耐水化実施設計業務		
工 事 等 概 要	豪雨等による水害時に被災リスクのある汚水中継ポンプ場の浸水対策を講じ、被災時に一定の下水道機能を確保するための設備を整備するため、実施設計業務を行った。 <対象施設> 名称：郷之口汚水中継ポンプ場 位置：宇治田原町大字郷之口小字向井 敷地面積：A=710.27㎡ 対象：建築（延床 A=458.18㎡）		
指 名 業 者 数	14		
指 名 業 者 選 定 理 由	業務内容や規模等を考慮し、以下のとおり要件を設定した。 ・許可の種類 令和7年度宇治田原町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務「下水道」）に登録されていること。 ・業務実績要件 平成22年度以降の耐水化実施設計業務の受注実績を考慮する。		
入 札 経 過	別紙のとおり		
契 約 業 者 名	株式会社日建技術コンサルタント		
契 約 金 額	12,100,000 円	落 札 率	%

宇治田原町公共下水道事業
郷之口汚水中継ポンプ場耐水化実施設計業務

【特記仕様書】

1. 対象施設

【現対象施設】

名称：郷之口汚水中継ポンプ場
位置：宇治田原町大字郷之口小字向井
敷地：面積 約750m² 地盤高 +111.02m
仕様：φ150mm×2.5m³/分×3台（内1台予備）
対象：揚水機能（ポンプ棟、汚水ポンプ設備、自家発電機設備、受変電設備）

2. 業務の概要

1. 設計計画（設計方針・設計条件の確認）
2. 計算（構造・機能）
3. 設計図作成
4. 数量計算
5. 照査

下水道用設計標準歩掛表 令和7年度－第3巻 設計委託－〔Ⅳ〕ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務 4－1 標準業務内容（ロ）ポンプ場・終末処理場改築実施設計（詳細設計）を準用する。

3. 業務内容

- ・外部開口部からの侵入に対する設計計画
- ・外部設備からの侵入に対する設計計画
- ・内部から浸入に対する設計計画

4. 提出資料

- | | |
|-----------|----|
| (1) 成果品 | 2部 |
| (2) 電子データ | 2部 |

Word/Excelや編集可能なオリジナルデータと、PDF等の表示、印刷等が可能なデータをCD又はDVDに保存して提出、Autocad2011で編集可能なものとする）

5. 打合せ協議

打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ（2回）、成果品納入時とする。

なお、本業務を進めるにあたって、関係機関との調整が必要となる場合、これらの調整に必要な資料について作成の協力をし、必要に応じて調整に参加すること。

6. 照査

上記の各検討の段階において、検討が適正に行っていることを確認するための照査を行うこと。

7. その他

- ・本業務には各箇所の工事費の算出を含むものとする。
- ・使用材料については、土木工事単価資料（令和7年度京都府）、建設物価、積算資料に掲載されている材料を優先し、引用箇所を報告書の参考資料に記載すること。なお、見積が必要となる材料の場合は、見積提出可能な業者（三者）を報告書の参考資料に記載すること。

① B案 耐水化対策

重点化区域のみを耐水化する場合の具体的な対策内容を表 5.11 に示す。

なお、対策箇所に対して複数の対策案がある場合は、より安価なものを選定する。

ただし、便所については廃止が最も安価な案であるが、今後の運営も考慮し、廃止ではなく、扉の前に止水板を設置する対策を採用する。

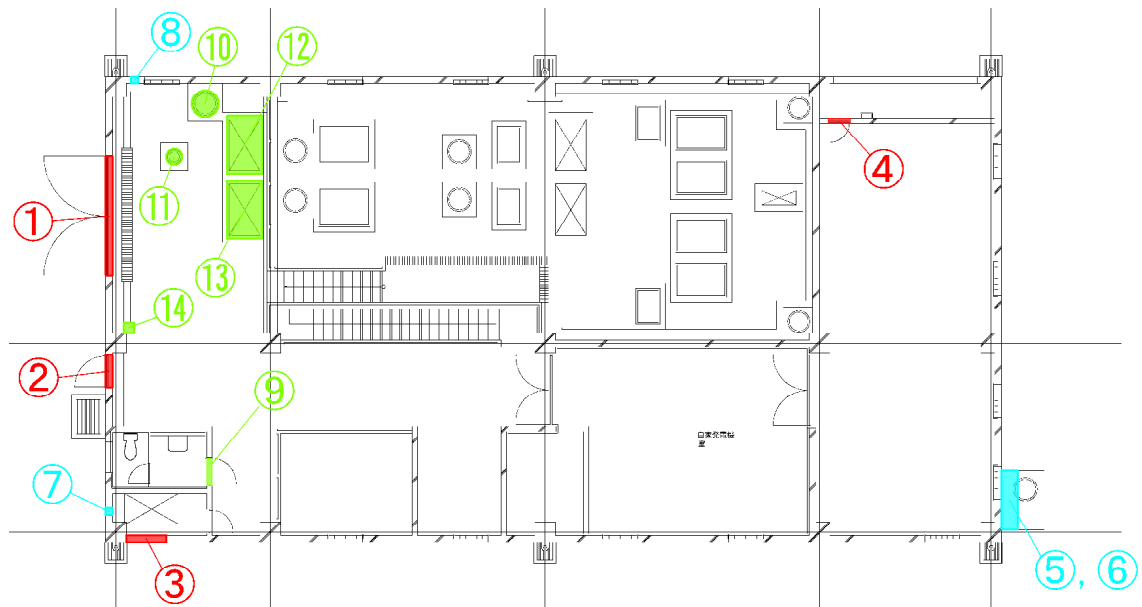


表 5.11 B案における対策内容一覧

浸入経路	番号	図面中の色	施工時期	種別	対策内容	概算工事価格 [千円]
外部開口からの浸入	①		詳細設計後	両開き扉	止水板の設置	5,899
	②			片開き扉	防水扉への更新	2,785
	③			ガラリ	止水板の設置	3,252
	④			片開き扉	止水板の設置	2,785
外部設備からの浸入	⑤		電気設備更新時	ケーブル開口	上部配管入線	1,440
	⑥		詳細設計後	排水管	閉塞	90
	⑦			プルボックス	閉塞	30
	⑧			プルボックス	閉塞	30
内部からの浸入	⑨		詳細設計後	便所	止水板の設置	2,785
	⑩			点検人孔	耐水蓋に更新	170
	⑪			水位計用開口蓋	耐水蓋に更新	90
	⑫			流入ゲート	壁の設置	420
	⑬			流入ゲート		
	⑭			排水目皿	逆止弁の設置	150

詳細設計後工事	合計[千円]	18,485
電気設備更新時工事	合計[千円]	1,440

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン (-) で表示しています。

開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0010202501000401
調達機関(部局・事務所)	宇治田原町 上下水道課
案件名称	宇治田原町公共下水道事業 郷之口汚水中継ポンプ場耐水化実施設計業務
工事場所	綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内
入札方式	指名競争入札
種別	建築関係建設コンサルタント
工期	令和 8 年 3 月 3 1 日限り
予定価格 (税込)	円 (入札書比較価格：円)
調査基準・最低制限価格なし	0 円 (入札書比較価格：0 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和7年11月28日 午前09時03分
落札業者名	(株) 日建技術コンサルタント
落札金額(税込)	12,100,000 円 (入札書記載金額：11,000,000 円)
入札執行回数	1回
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報			
No.	業者名称	入札金額1回目	摘要
1	(株) 日建技術コンサルタント	11,000,000円	落札
2	(株) 東京設計事務所	-	辞退
3	(株) 日新技術コンサルタント	-	辞退
4	(株) 三水コンサルタント	11,500,000円	予定価格超過
5	(株) 極東技工コンサルタント	12,300,000円	予定価格超過
6	中日本建設コンサルタント (株)	12,500,000円	予定価格超過
7	(株) 日産技術コンサルタント	12,500,000円	予定価格超過
8	(株) 浪速技研コンサルタント	13,000,000円	予定価格超過
9	オリジナル設計 (株)	13,000,000円	予定価格超過
10	中央コンサルタンツ (株)	13,215,000円	予定価格超過
11	(株) ウエスコ	14,000,000円	予定価格超過
12	(株) エイト日本技術開発	14,800,000円	予定価格超過
13	(株) 中央設計技術研究所	15,000,000円	予定価格超過
14	三井共同建設コンサルタント (株)	15,000,000円	予定価格超過

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

抽出案件説明書（指名競争入札）

担当課： 学校教育課

付番 ⑦

整理 番号	建設-1
----------	------

工 事 等 名	宇治田原小学校放送設備更新工事		
工 事 等 概 要	老朽化による宇治田原小学校放送設備（デスク型アンプ）の更新を行う。 2 元デスク型操作卓 1 台 デスク用ジャンクションパネル 2 台 デスク型用袖卓 2 台 通気パネル 4 台 パワーアンプパネル 2 台		
指 名 業 者 数	5		
指 名 業 者 選 定 理 由	工事内容、工事規模や設計金額を考慮し、以下のとおり要件を設定した。 ・許可の種類：建設業法の規定による電気通信の許可を受け、宇治田原町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、宇治田原町に本社（本店）がある者は電気工事の許可を受けていること。 ・地域要件：宇治田原町、宇治市、城陽市、井手町に本社（本店）があること。又は宇治田原町の学校教育施設において、電気通信工事の実績があること。 ・経審要件：経営事項審査における電気通信の総合評定が800点以上であること。ただし、宇治田原町に本社（本店）がある者は電気工事で500点以上であること。		
入 札 経 過	別紙のとおり ・予定価格 4,067,140円（税込）【事前公表】 ・最低制限価格 3,455,100円（税込）【事後公表】		
契 約 業 者 名	(株)イーグルテック		
契 約 金 額	3,465,000	円	落 札 率 85.20 %

仕 様 書

本仕様書は、本町が発注する下記工事について必要な事項を定めたものである。

記

1. 工事名 宇治田原小学校放送設備更新工事
2. 工事場所・施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字丸山36番地
宇治田原町立宇治田原小学校
3. 目的 老朽化に伴う宇治田原小学校放送設備(デスク型アンプ)の更新を行う。
4. 工事期間 契約日の翌日 ～ 令和7年12月26日
5. 機器構成・仕様 TOA製デスク型アンプ設備 一式
 - 1 デスク型操作卓 ミキサー部
 - 入力 アナウンスマイク
マイク×3
演奏機器×4
リモートマイク
タイマー
ミキサー
 - 出力 系統出力×2
録音出力×2
モニター出力×2
 - ラジオ部 FM/AMラジオチューナー内臓
 - その他 4音電子音式チャイム
ワンタッチ放送(一斉アナウンス有線放送)
 - ・20局の回線選択スイッチを有すること
 - 2 パワーアンプ部
 - ・定格出力480W以上であること
 - ・2ユニット以上の場合は並列運転が可能であること
 - 3 回線制御部
 - ・20系統のハイインピーダンススピーカー回線を接続できること
 - ・タイマー、チャイム、予備制御×10、一斉の外部制御端子を有すること
 - ・業務用リモコン(20局)との接続が可能であること
 - 4 その他
 - ・宇治田原町内の他施設同様に、NTT社製のInfoCanalと接続が可能であること
 - ・リモートマイク及び業務用リモコンは、今回の機器構成には含まない。ただし、後の接続も可能となるよう、ミキサー部及び回線制御部は拡張性を有すること。
6. 特記事項
 - ①放送設備すべての設置費・接続費・機器調整費等を含むこと
 - ②チャイムやタイマー、演奏機器やワイヤレスマイク等、デスクアンプの主装置部品以外は全て既設流用とし、修繕、交換が必要な場合は別途

協議すること

- ③不要となった既存設備の撤去を含むこと（廃棄は発注者が行う）
- ④放送設備を設置する際は、担当者と実施時期等について協議を行うこと
- ⑤機器を接続するために必要なケーブル等は受注者が用意すること
- ⑥設置作業等で発生したゴミ等の処分は納入業者が行うこと。また、壁に穴を開けたり、配置換え等を行う必要があるときは、必ず事前に担当者と協議を行い許可を得ること
- ⑦放送設備納入後、機器調整・動作確認を行った後、使用・操作方法の説明を行うこと。なお、説明の開催時期については、機器設置調整の日とする。
- ⑧周辺機器の不調も含め、トラブル発生時の速やかな対応と適切な処置を講じること
- ⑨InfoCanal との接続を行い、接続確認試験に立ち会うこと。ただし、接続確認試験は本町職員が実施する。
- ⑩不明な点等定めのない事項があれば、担当者と協議の上決定すること



様式11

入 札 結 果 表

1 業 務 名 等 令和 7 年度 宇治田原小学校放送設備更新工事

2 日 時 令和 7 年 1 0 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分

3 場 所 宇治田原町教育委員会

4 入 札 執 行 者 教育次長 矢野 里志

5 入 札 立 会 人 学校教育課課長補佐 重富 康宏 (事業担当職員)

入 札 立 会 人 建設事業理事 垣内 清文 (担当外職員)

(単位:円)

入 札 者 氏 名	第一回	第二回	落 札	摘 要
株式会社イーグルテック 代表取締役 上辻 茂	3, 150, 000		○	3, 150, 000 消費税額 315, 000 3, 465, 000
にしででんき 代表者 西出 長久	3, 179, 000			
株式会社馬場義電気 代表取締役 馬場 久雄	3, 216, 000			
N T T 西日本株式会社 京都支店 支店長 横田 さくら	3, 382, 600			
村井電気株式会社 代表取締役 村井 十三雄	3, 661, 000			
以下余白				

抽出案件説明書（随意契約）

担当課： 学校教育課

付番 ⑧

整理 番号	物そ-2
----------	------

工 事 等 名	学校給食共同調理場調理等業務（プロポーザル）		
工 事 等 概 要	学校給食共同調理場の調理業務等について、衛生管理面や調理器具の取り扱い等調理業務に求められるスキルの高さや、会計年度任用職員の人員不足により、安定的・継続的な人材の確保ができなくなっていることから、調理員不足の解消と調理業務の安定を目的に、民間事業者のノウハウを活用し、給食の質を維持するため、現在の調理場を活用し、調理を専門とする事業者へ給食調理業務を委託する。 業務の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、契約締結日から令和8年3月31日までは、準備期間とする。		
随 意 契 約 と し た 理 由	・ 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」 ・ 随意契約理由 本町の給食に対する理解度、給食業務の取組み事例、既雇用の受入れ等を事業者が提案し、それを評価することによって委託事業者を決定することが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により随意契約を行ったもの。		
契 約 経 過	・ 公告 令和7年7月22日 ・ 参加意向申出 令和7年8月20日 申出者 4者 ・ 企画提案書審査、決定 令和7年10月1日 ・ 提案上限額 297,000,000円（税込）【公表】 ・ 最低制限価格 なし ・ 業者選定理由 「町学校給食共同調理場調理業務等委託企画提案書等審査委員会」の審査結果による		
契 約 業 者 名	ハーベストネクスト株式会社		
契 約 金 額	266,712,600 円	落 札 率	— %

宇治田原町学校給食共同調理場
調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

宇治田原町教育委員会

1 趣旨

本実施要領は、宇治田原町立学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）において、学校給食の調理・配送等業務を民間事業者へ委託して実施するにあたり、安全・安心な学校給食の安定的供給を確保する観点から、豊富な業務経験を有し、確かな調理等従事体制や衛生管理体制が確立できる等に優れた事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 業務名

宇治田原町立学校給食共同調理場調理等業務委託

(2) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別途定める仕様書による。

(4) 履行期間

委託業務の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

(5) 提案上限額

本業務の提案上限額は、¥270,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

(6) 事務局（書類提出先、問い合わせ先等）

① 担当部署 宇治田原町立学校給食共同調理場

② 所在地 〒610-0202 京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂 55 番地の 3

③ 電話番号 0774-88-2255

④ F A X 番号 0774-88-3699

⑤ 電子メール kyushoku@town.ujitawara.lg.jp

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和6・7年度宇治田原町入札参加資格名簿に登載されている者（公募開始から応募期限の日までの期間に、宇治田原町競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領に基づく競争入札参加資格停止の期間が含まれている者を除く。）

(2) 過去3年間、文部科学省作成の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、共同調理場方式の給食施設の調理業務の受託実績（1施設1日500食以上）を有し、現在も受託していること。

(3) 小学校又は中学校を対象とした学校給食共同調理場等の大量調理施設の配送業務の実績があること。

- (4) 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (6) 参加表明時点から契約締結までの間において、本町及び他自治体から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (9) 宇治田原町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者でないこと。

4 実施日程

日程は概ね以下の通りとする。

	内容	日時又は期限
1	募集開始・仕様書等の配布（公告）	令和7年7月22日（火）
2	現地見学会	令和7年7月30日（水）午前10時
3	質問書提出期限	令和7年8月4日（月）午後5時
4	質問書回答	令和7年8月8日（金）
5	参加表明書等提出期限	令和7年8月20日（水）午後5時
6	提案書等提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時
7	一次審査（書類審査）	令和7年9月5日（金）
8	一次審査結果通知	令和7年9月10日（水）
9	二次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月25日（木）
10	二次審査結果通知	令和7年10月1日（水）

※日程は、状況により変更する場合がある。

5 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

- (1) 日時 令和7年7月30日（水）午前10時から（1時間程度）
- (2) 場所 宇治田原町緑苑坂55番地の3 宇治田原町立学校給食共同調理場
- (3) 留意事項
 - ① 参加を希望する事業者は、令和7年7月28日（月）までに「現地見学会参加申込書」（様式第3号）により FAX 又は電子メールにて宇治田原町立学校給食共同調理場へ申

し込むこと。

- ② 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとする。
- ③ 調理室に入る者は、直近 1 か月以内の腸内細菌検査結果（検査項目：腸管出血性大腸菌（0-157）、赤痢菌、サルモネラ属菌）、清潔な衣服（白衣、マスク及び帽子等）並びに履物を用意すること。
- ④ 質疑がある場合は、本実施要領「6 質問の受付及び回答」により質問すること。
- ⑤ 写真撮影は可とする。ただし、児童等の個人情報については撮影不可とする。なお、当日図面等の資料の配付は行わない。

6 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等の内容に質問がある場合は、次に掲げる書類を提出期限内に宇治田原町立学校給食共同調理場あてに提出すること。なお、回答については質問とともに、参加者全員に送信する。

- (1) 提出書類 「質問書」（様式第 4 号）
- (2) 提出期限 令和 7 年 8 月 4 日（月） 午後 5 時まで
- (3) 提出方法 電子メールに限る。
- (4) 回答日 令和 7 年 8 月 8 日（金）
- (5) 回答方法 電子メールにて行う。
- (6) 留意事項
 - ① 「質問書」を送信する際の件名は、「宇治田原町学校給食調理等業務委託質問書（事業者名）」とする。
 - ② 電子メールでの送信後に、送信した旨の連絡・確認を電話で行うこと。

7 参加手続き

本プロポーザルに応募し、選定を受ける事業者は、次に掲げる書類を提出期限内に宇治田原町立学校給食共同調理場あてに提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書」（様式第 1 号）
 - ② 「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書付表」（様式 2 号）
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出期限 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。（必着）
- (5) 確認通知 令和 7 年 8 月 22 日（金）までに、電子メールにて通知する。

8 参加辞退

参加表明をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、次に掲げる書類を宇治田原町立学校給食共同調理場あてに提出すること。なお、辞退による不利益な扱いはしないものとする。

- (1) 提出書類 「公募型プロポーザル参加辞退届出書」(様式第5号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

9 提案書等の提出

提案書等については、次に掲げる書類を提出期限内に宇治田原町学校給食共同調理場あてに提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第6号～様式第12号)

② 見積書(任意様式)(消費税及び地方消費税を除く。)

※見積書には、人件費、保健衛生費、車両費、被服費、現場経費(消耗品費等)、光熱水費、管理費等、年度ごとの詳細な積算内訳書を添付すること。

※委託契約締結日から令和8年3月31日までの業務開始準備期間中の経費は発生しないものとし、見積額は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

③ 会社概要(任意様式)

※会社の沿革、組織等が分かるもの(既存のパンフレットでも可)

(2) 提出部数 各11部(原本1部、副本10部)

(3) 提出期限 令和7年8月27日(水)午後5時まで

(4) 提出方法 簡易書留等による郵送又は持参。(必着)

(5) 留意事項

① 提案内容については、項目ごとにわかりやすく明記すること。

② 企画提案書は、A4縦版の片面印刷の左綴じとし、下部中央にページ番号を付けること。
(A3版については、ファイル折りとし2ページ相当とする。)

③ 見積書に押印する印鑑は、実印とする。(副本はコピー可)

④ 提出期限後における提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

10 審査方法及び優先交渉権者の選定

本プロポーザルにおける審査は、町長が選任する者で構成する「宇治田原町学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(1) 一次審査(書類審査)

参加者が3者を超えた場合は、選定委員会により提案内容、業務実績及び会社概要について書類審査を行い、二次審査(プレゼンテーション)への候補者を複数選定する。

なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査(書類審査)を行わず、二次審査(プレゼンテーション)のみ実施する。

一次審査(書類審査)の結果については、企画提案書提出者全員に通知する。

① 通知日 令和7年9月10日(水)

② 通知方法 電子メール及び郵送にて行う。

- ③ その他 審査結果に関する異議等は一切受け付けない。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション）
- 一次審査（書類審査）で選考された事業者により、選定委員会による二次審査（プレゼンテーション）を実施する。
- ① 実施日 令和7年9月25日（木）
- ② 実施方法 30分以内とする。（企画提案15分以内、質疑応答15分以内）
- ③ 審査及び選定方法
- （ア） 評価基準表（別表）を基に、企画提案書の説明内容を審査、採点し、審査項目ごとの評価点数の合計点数により競う方式により行う。
- （イ） 審査の結果、評価点数が最も高い者から最優秀、次点を選定し、最優秀者に本業務委託契約に係る優先交渉権を付与する。
- （ウ） 合計点数の最高得点が同点の者が複数いた場合は、選定委員会の多数決により、最優秀者を1者選定する。
- （エ） 参加者が1者のみの場合でも審査は実施するが、一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ④ その他
- （ア） 二次審査（プレゼンテーション）への出席者は、説明者を含め3人までとする。
- （イ） 企画提案書等を基に企画提案説明（プレゼンテーション）を行うこととし、当日の追加資料配布など、事前に提出された企画提案書等以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- （ウ） 企画提案説明（プレゼンテーション）の際に機器を使用する場合は、スクリーン及びプロジェクターは町で準備するが、その他の機材については各参加者で準備すること。
- （エ） 二次審査（プレゼンテーション）は、非公開とする。
- ⑤ 審査結果の発表
- 審査結果については、本町ホームページで公表するとともに、二次審査（プレゼンテーション）参加者に電子メール及び郵送にて通知する。なお、審査結果に関する異議等は一切受け付けない。

11 契約締結

- (1) 審査の結果、優先交渉権を付与された最優秀者と、業務内容、契約金額、契約条件等について協議及び調整が整ったときに、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 前記により、最優秀者との交渉が整わなかったときは、次点者と協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

12 失格条項等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルに参加する資格要件を満たしていない場合。

- (2) 本プロポーザルへの参加に関する全ての提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。
- (3) 見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合。
- (4) 提出書類が不足する場合。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 公告、実施要領及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合。
- (7) その他、本実施要領の規定に違反した場合。

13 本プロポーザルの中止

緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできないものとする。

14 その他提出書類の取扱い等

- (1) 全ての提出書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提案書等は、返却しないものとする。
- (3) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーションの実施など、本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。

15 本要領の効力

本要領は、公告の日から適用し、選定された事業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

別 表

評価基準表

項 目	評価の視点	配点
(1) 学校給食に対する基本的な考え方	①安全安心な学校給食を提供するための基本的な考え方や運営方針についての実現性及び具体性を評価する	20
(2) 衛生管理	①事業者が有している独自の衛生管理内容について評価する。 ②食中毒や異物混入等の事故防止対策の具体性を評価する。	25
(3) 調理等業務実施体制	①経験豊富かつ有能な人材の確保及び地元雇用についての具体的な提案を評価する。 ②調理、配送等従事者に学校給食業務への意欲をもたせる工夫ができているかを評価する。	25
(4) 調理等業務の円滑な運営	①調理、配送等業務を円滑に進めるための人員配置や勤務シフトなど、具体的な運営体制を評価する。 ②給食を迅速かつ効率的に配送し、回収する配送計画の提案を評価する。	20
(5) 学校給食の充実	①食育に関する考え方や行事食の取り組みについての具体的な提案を評価する。	20
(6) 従事者に対する教育・研修	①調理、配送等従事者の技術向上及び安全・衛生のための教育及び研修内容について評価する。	10
(7) 事業の安定運営	①事業者の健全な財務状況や業務実績を評価する。	20
(8) 見積額	①提案内容を実現するための適正な価格であり、安価であること。	10
合 計		150

宇治田原町学校給食共同調理場
調理等業務委託

仕 様 書

宇治田原町教育委員会

1 事業の目的

宇治田原町学校給食共同調理場調理等業務委託（以下「委託業務」という。）の実施に当たり、民間事業者の技術力や専門性並びに経営感覚を導入することで、効率的な運営を図り、また、民間事業者が有する食品衛生等に関するノウハウを活用することで、「安全・安心な学校給食」の安定的供給を推進する。

2 本書の位置付け

本「仕様書」は、宇治田原町（以下「町」という。）が委託業務を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集するに当たり、町がその運営内容について事業者に要求する事項を示し、委託事業に参加する事業者の提案の具体的な指針を示すものである。

事業名 宇治田原町学校給食共同調理場調理等業務
履行場所 宇治田原町立学校給食共同調理場
履行期間 委託業務の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。
契約締結日から令和8年3月31日までは、準備期間とする。

3 委託事業の関連条件

（1）基本遵守事項

- ① 事業者は、委託業務が教育の一環として行われる学校給食であることを十分に認識し、保健衛生に万全の注意を払い、適切な管理のもと常に誠意をもって業務の遂行に努めること。
- ② 事業者は、委託業務を履行するに当たり、以下の関係法令等を遵守して、町の指定する施設、設備、備品及び食材等を使用し、適切に業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を指揮監督すること。

《関係法令等》

- ・学校給食法
- ・食品衛生法
- ・労働基準法その他の労働関係法令
- ・道路交通法
- ・学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・学校給食における衛生管理マニュアル（宇治田原町教育委員会）
- ・食物アレルギー対応の手引き（宇治田原町教育委員会）
- ・学校給食における異物混入対応マニュアル（宇治田原町教育委員会）
- ・その他関連法規 等

（2）施設等の内容

委託業務を実施する施設等の内容は、次のとおりである。

施設名	宇治田原町立学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）
所在地	京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂 55 番地の 3
建設年月日	平成 15 年 3 月
敷地面積	3,742.05 m ²

延床面積	1 階：1,009.80 m ² 2 階：185.318 m ²
構造	鉄骨造平屋一部 2 階建
運営方式	ドライシステム方式

(3) 給食提供する学校及び調理食数等

- ① 給食を提供する学校（以下「受配校」という。）及び児童生徒数、教職員等数、クラス数は、別表 1「受配校一覧」のとおりである。ただし、転出入等による増減並びに学校行事等により学校毎に給食実施日が異なることから、日々の食数は変動する。
- ② 給食を実施する予定日数は、年間 190 日とする。ただし、学校行事等により実施日数は変更することがある。
- ③ 献立は、小学校、中学校統一の 1 日 1 献立とする。なお、原則として、米飯給食は週 4 回、パン給食は週 1 回とする。

④ 基本給食調理食数

令和 7 年 3 月 31 日 現在の推計値 単位：食/日

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
672	639	637	608	582

(4) 業務時間

事業者が業務を行う時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、業務従事者の勤務時間は、1 日当たり 7 時間 45 分を基本とする。ただし、作業の進捗状況、各種研修及び会議、その他臨機対応により時間に変更が必要な場合は町と協議すること。

(5) 経費の負担区分

委託業務における町と事業者の経費の負担区分については、別表 2「経費負担区分一覧」のとおりとする。

(6) 施設等の利用

事業者は、町の所有する施設の設備、備品等の使用に際しては、善良なる管理者としての注意義務をもって管理すること。なお、事業者が業務に必要な備品及び機器・器具等を調達し使用するときは、町の承認を得ること。

施設・設備等に異常があるときは、直ちに町へ報告することとし、その原因が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、その損害を賠償すること。

4 実施体制

(1) 配置すべき人員等

- ① 事業者は、委託業務が「安全安心な学校給食」の提供であることを考慮し、町が提示する指示書等に従い、安全かつ確実に業務を遂行するために必要な業務従事者を配置するものとする。
- ② 事業者は業務従事者を組織的に管理指導するために次に掲げる責任者等を配置すること。

(ア) 統括責任者（1 人）

統括責任者は、業務全般を掌理し、委託業務の統括にかかる権限をもつ責任者として町との連絡調整の任にあたるものとし、正社員で、業務全般に関する相当の知識及び経験を有する者。

なお、統括責任者は調理場に常駐することを要しない。

(イ) 業務責任者（１人）

業務責任者は、各業務を総括し、業務従事者を指揮監督する現場責任者とし、学校給食を大量調理する施設における業務経験を３年以上有し、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する正社員で、各業務全般に関する相当の知識及び経験を有する者。

(ウ) 副業務責任者（１人）

副業務責任者は、業務責任者に事故があるとき又は業務責任者が欠けたときにその職務を代行するものとし、学校給食を大量調理する施設における業務経験を２年以上有し、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する正社員で、調理業務全般に関する相当の知識及び経験を有する者。

(エ) 食品衛生責任者（１人）

食品衛生責任者は、各業務における食品衛生責任者として、食品の安全管理に留意するとともに学校給食全般にわたる衛生管理の指導や業務従事者に対する衛生教育の任にあたるものとし、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する正社員であること。

なお、業務責任者が、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する場合は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

(オ) 施設設備点検責任者（１人）

施設設備点検責任者は、施設・機械・調理機器等設備の安全運転の管理監視及び軽微な機械機器等の故障に対応するものとし、相当の知識及び経験を有する正社員であること。

- ③ 各業務従事者を採用する際は、地域における雇用機会の創出を図るため、地元の雇用に配慮すること。
- ④ 配送業務従事者は、自動車運転経験を５年以上有する者とし、業務遂行上不適格と認める事態が生じた時は、速やかに変更の措置をとること。
- ⑤ 業務従事者に対し労働基準法、その他労働関係法令上の一切の責任を負うこと。

※上記のうち

- ・大量調理する施設とは、同一メニューを１回３００食以上又は、１日７５０食以上提供する調理施設をいう。
- ・管理栄養士とは、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条に規定する管理栄養士の免許を有する者。
- ・栄養士とは、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条に規定する栄養士の免許を有する者。
- ・調理師とは、調理師法（昭和３３年法律第１４７号）第３条に規定する調理師の免許を有する者。
- ・正社員とは、就業規則の適用を受け、１従事日につき休憩時間を除き７時間以上従事することを常態とする者をいう。

(２) 業務従事者の服務

- ① 業務責任者は仕様書に基づき業務が履行されるよう、各書式等の作成、実施に関する指揮・監督等、業務全般の責任を負うこと。
- ② 業務責任者は業務委託期間中に火災、盗難等が発生しないよう注意すること。

- ③ 統括責任者は所在を明らかにし、業務の履行に関して町と連絡・調整ができるようにすること。
- ④ 業務責任者は統括責任者が不在の時これを代行すること。
- ⑤ 業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(3) 諸届出

① 選任報告書

選任した総括責任者、業務責任者、副業務責任者、食品衛生責任者、施設設備点検責任者、(以下「責任者」という。)について、責任者選任報告書(任意様式)に資格を証する書類の写しを添えて町に提出すること。また、責任者を変更する場合は、責任者変更報告書(任意様式)を速やかに町に提出すること。

② 業務従事者報告書

業務従事者について、業務従事者報告書(任意様式)により業務を開始する前までに町に提出すること。また、変更する場合は業務従事者変更報告書(任意様式)を提出すること。

③ 営業許可の取得

事業者は、食品衛生法第 52 条の規定による営業許可を取得し、委託業務開始 2 週間前までに営業許可証の写しを町に提出すること。

5 業務分担区分

委託業務における町と事業者の業務区分は、別表 3「業務分担区分表」及び次のとおりとする。

【町の業務】

(1) 学校給食献立の作成等

町は、学校給食献立(以下「献立」という。)を作成し、献立及び調理食数並びに食器・食缶・配膳器具類等(以下「食器等」という。)の種別について、別表 4「指示内容表」のとおり事業者に提示する。

(2) 調理食数等

- ① 当該月の調理食数及び行事予定を、前月の 25 日(週休日及び休日の場合はその直前の稼働日)までに事業者に提示する。
- ② 予定調理食数に変更が生じた場合は、提供日の 3 稼働日前までにその内容を事業者に提示する。
- ③ 自然災害や感染症等で臨時休校、学級閉鎖等緊急やむを得ない場合は、前日・当日に変更を提示する場合もある。

(3) 食材の調達

- ① 献立及び調理食数に応じて食材(調味料を含むすべての食品をいう。以下同じ。)を調達する。
- ② 食材は、原則として調理当日の午前 9 時 00 分までの間に納品する。なお、食材の種類によっては前日までに納品するものもある。
- ③ 冷凍庫、冷蔵庫及び食品保管庫に保管されている食材の数量を在庫確認表により管理し、必要に応じて調整する。

(4) 検食等

- ① 調理仕上げ時に味見を行い手直しが必要な場合は、事業者に指示する。

- ② 給食に供される全ての食品について検食を行い、異常のないことを確認し検食簿に記録する。

【事業者の業務】

(1) 食材の受領、検収、保管業務

- ① 納品された食材は、別表 5「学校給食における衛生管理マニュアル」に基づき検収、保管業務を行うこと。
- ② 検収時及び調理時に腐敗等不適切な食品が確認された場合は、速やかに町に報告すること。

(2) 調理業務

調理業務については、「学校給食衛生管理基準」及び別表 5「学校給食における衛生管理マニュアル」に基づき、主食及び副食を調理することとする。調理業務に当たっては、ドライシステム方式により実施すること。

- ① 事業者は、町が提示する「月間献立表」、「献立指示書」に基づき、「作業工程表」、「作業動線図」を作成し、町に提出すること。
- ② 事業者は、作業工程表等に従って、主食及び副食を調理すること。
- ③ 献立変更等による業務変更については、町の作成する「献立指示書（変更）」に基づき必要な業務を行うこと。
- ④ 調理後、喫食までの時間は、配送・配膳及び学校検食者が検食する時間も考慮し、可能な限り短縮し、2 時間以内に努めること。
- ⑤ 食品等の過不足、不良品等がある場合及び調理過失については、速やかに町に連絡し、対応について協議すること。
- ⑥ 事業者の責による食材等の損失については、町の指示に従い弁済すること。
- ⑦ 異物混入等の事故が発生しないよう原材料の検査、作業開始前後の器具等の異常の有無の点検を行うこと。
- ⑧ 町から給食の味見について手直しの指示があった場合は、これに応じること。

(3) 配缶業務

- ① 町が提示する食缶表に従い学校別、クラス別に計量・配缶した後、コンテナに積み込み、配送担当者に引渡すこと。
- ② コンテナ及び食缶等には、学校、学年及びクラス等を識別できるようにすること。

(4) 配送及び回収業務

- ① 事業者は、町が無償貸与する配送車により業務を行うこととする。

※貸与する車両については以下のとおりとする。

車両名	型式	最大積載量	車体の形状
いすゞ エルフ	TKG-NPR85AV	3t	冷蔵冷凍車・パワーゲート
ダイハツ ハイゼット	HBD-S331V	350 kg	バン（回収のみ使用）

- ② 別表 6「学校給食配送マニュアル」に基づき配送及び回収業務を行うこと。
- ③ 食器用及び食缶用コンテナを配送車に積載し、定められた時間内に受配校の配膳室に配送及び運搬すること。
- ④ 学校の給食時間終了後、使用済み食器用及び食缶用コンテナを回収し、調理場へ配送すること。
- ⑤ 配送及び回収業務を円滑に行うため、受配校の配膳室へのコンテナの受渡し時に、補助員を 1 人配置すること。なお、補助員は、調理従事者が兼ねることもできる。

- ⑥ 配送経路及び配送時間については、別表 7「配送計画予定表」を基に配送計画表を作成し、町に提出すること。なお、配送時間については、学校検食者が給食時間 30 分前に検食することを考慮すること。
- ⑦ 配送車は、常に点検整備及び清潔の保持に努めること。
- ⑧ 業務の実施においては事故の無いように十分に注意を払うとともに、児童生徒及び第三者に最大限の注意を払い、安全確認に万全を期すこと。なお、事故が発生した場合は直ちに適切な処置をとり、速やかに町に連絡すること。
- ⑨ 事業者の責めに帰すべき事故等により、コンテナ、食器・食缶等の備品及び学校施設等を破損した場合は、町と協議のうえ事業者の負担によりこれらを原状に回復すること。
- ⑩ 緊急を要する場合の物資等配送については、町と事業者が協議のうえ協力して実施すること。

(5) 洗浄及び消毒業務

- ① 使用した調理機器、調理器具、食器、食缶等は、当日中に洗浄し各指定のコンテナ及び消毒保管庫へ格納して消毒保管を行うこと。
- ② 調理機器、調理器具、食器、食缶等の洗浄に使用する洗剤等については、町の指定があるものについてはそれに従い、指定がないものについても人的及び環境面で安全な規定濃度で使用し、適正に保管すること。

(6) 残渣残飯等処理業務

調理等の過程で排出された食材の残りかす（残渣）及び受配校から持ち帰った給食の残り（残飯）は、次のとおり取り扱うこと。

- ① 残渣残飯は、所定の場所で水分をよく切った後、計量し、その数量を残渣等記録簿（任意様式）に記録し、町に提出すること。
- ② 残渣残飯の入った容器、袋等は、汚臭、汚液が漏れないよう適切に管理するとともに、作業終了後は速やかに清掃すること。
- ③ 残渣残飯は、非汚染区域に持ち込まないこと。
- ④ 残渣残飯は、出来るだけ水切りし減量に努めること。
- ⑤ 残渣残飯は、適宜指定の集積場所に搬出し調理場に放置しないこと。
- ⑥ 指定の集積場は、残渣残飯の搬出後清掃するなど、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう衛生的に管理すること。

(7) 施設管理業務

- ① 施設、設備及び敷地内について、清掃、整理整頓を行い清潔に保つこと。
- ② 調理場、ボイラー設備、調理機器、調理器具等は、日常業務に支障がないよう衛生的に点検及び管理を毎日行い、日常点検記録簿（任意様式）に記録すること。
- ③ 施設、設備、機器及び備品等に欠陥又は異常があるときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、町に報告すること。
- ④ 冷蔵庫、冷凍庫及び食品保管庫のそれぞれの内部の食品保管場所は、常に整理整頓を行い清潔を保持すること。
- ⑤ 業務終了後は、施設の施錠及び電源の確認等を行うこと。
- ⑥ 調理場内には、調理作業に不必要な物品等を置かないこと。
- ⑦ 施設、設備及び調理機器等の保守点検、修繕等の際に、町から立会いを求められたときは、これに応じること。

- ⑧ 三期休業（夏休み、冬休み、春休み）中については、給食実施中にはできない施設及び調理機器・器具等の清掃、消毒、点検等を適切に行い、衛生管理に努めること。
また、クラス数及び人数の変更に伴う食器かご等の文字の書き直し等、新学期に向けた準備作業並びに整理整頓を行うこと。
- ⑨ 敷地内の樹木の剪定、草刈り等を適宜行うこと。

6 衛生管理体制

（１） 衛生管理体制の整備

- ① 事業者は、学校給食衛生管理基準及び学校給食における衛生管理マニュアルに基づくとともに、委託業務の開始日までに、調理場に対応したHACCPマニュアルを作成し町に提出すること。
- ② 食品衛生責任者は、学校給食の衛生管理について常に注意を払うとともに、業務従事者に対して衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。
- ③ 食品衛生責任者は、施設等の日常点検の結果、改善を要する事態が生じた場合は、必要な応急措置を講じるとともに、町に改善の依頼をすること。
- ④ 食品衛生責任者は、業務従事者の指導・助言が円滑に実施されるよう、常日頃から業務従事者との意思疎通に配慮すること。

（２） 個人衛生

- ① 業務従事者は、学校給食の衛生管理について常に注意を払うとともに、業務責任者は、業務従事者に対して衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食衛生管理基準に従い学校給食の安全な実施に努めること。
- ② 事業者は、業務従事者に対して、労働安全衛生に十分配慮し、「学校給食事業における安全衛生管理要綱（平成 6 年 4 月 21 日基発 257 号労働省労働基準局長通知）」に基づき業務を実施すること。
- ③ 事業者は、業務従事者に下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある者又は手指等に化膿性疾患等があり食品衛生上支障がある恐れがある者若しくは同居人が感染症の疑いがある者については、他者への感染を防ぐため、食品に直接触れる作業を控えさせるなど、必要な措置を講じること。
- ④ 業務従事者は、毎日の健康状態を記録すること。
- ⑤ 事業者は、年 1 回の定期健康診断を実施し、その結果を町に提出すること。また、業務責任者は、年 1 回程度、業務従事者の健康状態を面談等により把握すること。
- ⑥ 事業者は、業務従事者に月 2 回以上の腸内細菌検査（検査必須項目は、腸管出血性大腸菌（0-157）、赤痢菌、サルモネラ属菌とする。）を受検させ、その結果を町に提出すること。なお、検査結果で陽性反応が現れた業務従事者については、業務に従事させてはならない。
- ⑦ 業務従事者は、その業務従事中は清潔な専用の調理衣等（調理衣、エプロン、マスク、帽子等）及び履物を着用し、作業区分ごとに保管し、翌日までに乾燥させておくこと。

（３） 食品衛生

- ① 食品は全ての作業工程において食品同士の相互汚染や床面からの二次汚染に十分注意し、専用の容器に移し替え、食品庫及び下処理室にダンボール等は持ち込まないこと。
- ② 納品された食材を保管する必要がある場合は、食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類

等食材の分類ごとに区分して専用の容器で保管し、原材料の相互汚染を防ぎ、定められた保存温度により冷蔵、冷凍設備及び棚で保管すること。また、保管場所の衛生管理に十分留意すること。

③ 使用水は、施設の水道設備を使用し「学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）」に定める基準を満たす飲料水を使用すること。

④ 使用水の管理及び水質異常時については、「学校給食における衛生管理マニュアル」に沿って対応すること。

（４）施設、設備等の衛生管理

① 作業区域は、汚染作業区域と非汚染作業区域とし、下表の基準に沿って使用すること。

区分	作業区域
汚染作業区域	検収室、調味料食品庫、下処理室、仕分室、前室、洗浄室、
非汚染作業区域	消毒室、調理室、和え物室、ボイルコーナー、器具洗浄室、炊飯室、コンテナプール、風除室

② フードスライサー、ミキサー等の調理機器及び器具類は、使用後に分解して洗浄及び消毒後、よく乾燥させること。

③ 調理場及び食品保管庫の温度及び湿度並びに冷蔵庫及び冷凍庫の内部温度を管理表に記録して町に報告すること。

④ 使用する給食設備については、整理整頓、清掃等により衛生を保持すること。

⑤ 冷蔵庫、冷凍庫及び食品保管庫のそれぞれの内部及び食品保管場所は、清潔を保持するため、常に整理整頓すること。

⑥ 食器、食缶、調理機器その他の器具類は、使用後に必ず洗浄及び消毒すること。

⑦ 調理場内には、調理作業に不必要な物品等を置かないこと。

（５）研修等

① 事業者は、業務従事者に対し、施設の維持管理、調理、食品の取扱い、衛生管理及び緊急時の対応等が円滑に行われるよう定期的に研修を行い、業務従事者の資質向上に努めるとともに、業務従事者を新たに採用した場合は、初任者研修を実施すること。

② 事業者は、配送業務従事者に対し、業務が安全かつ衛生的に遂行されるよう、交通安全、衛生管理等に関する研修を行い、資質向上に努めること。

③ 業務従事者は、研修実施後は、研修実施結果の報告書を町に提出すること。

7 委託事業に係る提出書類等

事業者は、本仕様書、宇治田原町学校給食衛生管理マニュアル等に基づいた書類を、町の指定する日までに提出すること。業務終了後には関係書類を作成し、町に提出すること。

（１）業務開始前提出書類

書類名	内容等	提出期限
HACCP マニュアル	調理場に対応する HACCP を考慮した内容	業務開始日まで
営業許可証の写し	食品衛生法第 52 条の規定による営業許可	業務開始 2 週間前まで

責任者等選任報告書 (任意様式)	統括責任者、業務責任者、副業務責任者、食品衛生責任者、施設設備点検責任者	業務開始前まで 変更の時は、変更前まで
業務従事者報告書 (任意様式)	業務実施体制及び従事者名簿	業務開始前まで 変更の時は、変更前まで
履行保証人届出書 (様式第 1 号)	履行保証人	業務開始 2 週間前まで

(2) 業務報告等提出書類

書類名	提出期限
業務完了報告書 (任意様式)	翌月 10 日
調理等業務日報 (任意様式)	翌日
調理作業工程表 (任意様式)	前週初日
調理作業動線図 (任意様式)	前週初日
残渣等記録簿 (任意様式)	翌月 10 日
研修実施報告書 (任意様式)	研修実施後速やかに
定期健康診断結果報告書 (任意様式)	その都度
検便結果報告書 (任意様式)	その都度
学校給食における衛生管理マニュアルに定める記録表等各種書類	各様式の定める日

8 委託料の請求

事業者は、令和 8 年 4 月分から毎月 5 日（その日が閉所日の時は翌開所日）までに、前月分の委託業務完了報告書を町に提出することとし、町が委託業務の完了を確認したときは、当該月分の委託料を町に請求することができるものとする。

町は所定の当該支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

9 損害賠償責任等

(1) 損害賠償責任

- ① 事業者は、委託業務の実施にあたり、食中毒や事故等発生時の対応として生産物賠償責任保険等に参加すること。
- ② 次に掲げる事項に該当し、その結果、町に損害を与えた時は、事業者は、町に損害を賠償しなければならない。
 - (ア) 事業者の故意又は過失によって食中毒の原因となる細菌その他人体に有害な物質を学校給食に混入したとき。
 - (イ) 事業者の故意又は過失によって施設、設備及び備品を損壊、紛失又は遺棄したとき。
 - (ウ) 事業者の故意又は過失によって給食が実施されなかったとき。

(2) 履行保証人

- ① 委託業務の契約に際し、本仕様書を満たす事業の実施が可能な事業者を、そのことが確認できる書類を添えて、履行保証人として町に届け出ること。
- ② 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町

は事業者に対して改善勧告を行い、速やかに改善策の提出及びその実施を求めることができるものとする。事業者が町の指定する期間内に十分な業務の改善を行わなかったときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

- ③ 町は、事業者が委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又は委託業務の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し委託業務の実施を求めることができる。
- ④ 履行保証人は、前項の規定による委託業務の実施の請求があったときは、事業者に代わり委託業務を実施しなければならない。履行保証人の委託業務実施期間は、委託業務における新たな委託契約業者が決定するまでの期間とする。この場合における委託料は、当該年度委託料総額から既に事業者に対し支払った費用及び事業中断により町が被った損害で事業者から賠償を受けていない額を減じた額とする。

10 災害時の対応

- ① 業務従事者は、火災、その他の災害を発見した際は、被害を最小限に止める措置を行うとともに、直ちにその旨、町に報告すること。
- ② 事業者は、地震、風水害等の大規模災害が発生し、町が炊き出し等の協力を要請した場合は、これに応じること。

11 その他

(1) 委託業務実施に係る特約事項

- ① 献立変更等による業務変更については、町の指示により業務を遂行すること。
- ② 学校行事等のため給食時間の変更がある場合は、適切に対応すること。
- ③ 学校訪問、学校給食交流会、その他町の行事が実施される場合は、協力すること。
- ④ 地産地消の推進については、町の方針に従い、その対応に協力すること。
- ⑤ 食に関する指導の推進のため、学校、保護者、行政等と連携し、その取り組みに協力すること。

(2) 事前研修等の実施

事業者は、委託業務の円滑な履行のため、業務委託契約の開始から学校給食の提供開始までの間に、次の事前研修等を実施すること。なお、事前研修等に係る費用（食材費を含む）については、事業者の負担とする。

① 施設の設備等に係る研修

施設の設備等については、調理業務実施にまでに操作方法の習得に努めること。

② 配送及び回収に係る試験運行

調理実施日までに、配送車にコンテナを積載して実際の配送業務を試験運行として実施すること。

③ 調理リハーサル

給食開始日までの町の指定する日に、給食調理のリハーサルを行うこと。なお、リハーサルの内容等については、事業者と町で協議する。

④ 洗浄、清掃の実施

調理業務実施日までに、使用する設備、器具及び食器等をすべて洗浄し、清掃を行うこと。

⑤ 研修成果の報告

事前研修の結果、業務遂行における課題及び改善点を整理し、町に報告すること。

(3) 立入検査、調査等への協力

- ① 保健所等の検査機関による検査が行われる場合又は町の指定する者の立入検査等がある場合は、当該検査の立会い等に協力すること。
- ② 町又は町の指定する者による施設、設備及び厨房機器等の点検、修繕が行われる場合に、町から立会い等の要請があるときは、これに協力すること。
- ③ 職場体験や実習生の受入れがある場合は協力すること。
- ④ 施設見学者への対応について、町の要請に従い、その対応に協力すること。
- ⑤ 契約期間終了前には、次期委託契約事業者が円滑に業務を履行できるよう、町の要請に従い万全の引継ぎをすること。ただし、現に受託している事業者が次期委託契約事業者として決定している場合は、この限りではない。

(4) 調理従事者の採用

- ① 事業者は、本業務に従事する職員については、現在、宇治田原町立学校給食共同調理場に所属する調理職員として従事している者、または従事していた者のうち、事業者での勤務を希望する者を優先的に採用すること。
- ② 事業者は、①の採用で職員が不足する場合は、本町内の住民を優先的に採用すること。

(5) 経費の節減

- ① 事業者は、委託業務が適正かつ効率的に実施できるよう経費の節減に努めなければならない。
- ② 電気、ガス、上下水道の不必要な使用を避けること。
- ③ 厨房設備、器具等の正しい操作方法及び食器類の丁寧な取扱いを徹底し、故障や破損の原因とならないよう努めること。

(6) 業務従事者用の駐車場

業務従事者の駐車場は、11 台まで駐車可能である。なお、台数を超える駐車及び駐車に係る費用は別途協議とする。

(7) 本書に定めのない事項

本仕様書は業務の大要を示すものであって、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は、誠意をもって実施すること。ただし、疑義が生じた場合は、町と協議すること。

履行保証人届出書

宇治田原町学校給食共同調理場調理等業務を受託するにあたり、宇治田原町が事業者の責めにより、事業の継続が困難と判断した場合は、速やかに指定した履行保証人に業務を引き継ぐものとします。

なお、委託料の支払い等及び履行保証人の要件については、下記に記載する規定に基づくものとし、事業者及び履行保証人双方が承諾した上、届出します。

記

(委託料の支払い等)

委託料は、当該年度委託料総額から既に事業者に対し支払った費用及び事業中断により町が被った損害で事業者から賠償を受けていない額を減じた額とする。

(履行保証人の要件)

「宇治田原町学校給食共同調理場調理等業務委託仕様書」を満たす事業の実施が可能であること及び「宇治田原町学校給食共同調理場調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領」の「3. 参加資格要件（１）～（９）の各項を満たしていること」を条件とする。

令和 年 月 日

宇治田原町長 様

事業者

住 所

商号又は名称

代表者

印

履行保証人

住 所

商号又は名称

代表者

印

※添付書類：履行保証人の「会社概要」「学校給食調理等業務受託実績」等、事業の実施が可能なことが確認できる書類

宇治田原町学校給食共同調理場調理業務等委託企画提案書等審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇治田原町学校給食共同調理場調理業務等委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、提案業者から提出された企画提案書等を審査して決定するために、宇治田原町学校給食共同調理場調理業務等委託企画提案書等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、提案業者から提出された企画提案書等を審査し、審査結果報告書を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

宇治田原町学校給食共同調理場調理業務等委託企画提案書等審査委員名簿

	委員の根拠とする職
委員長	総務政策監
委員	総務理事
委員	教育次長
委員	企画財政課長
委員	学校教育課課長補佐
委員	学校給食共同調理場運営委員会会長
委員	栄養教諭
委員	学校教育課主任（給食調理員）